さいたま市告示第１６９２号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５９条第１項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第６５条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和８年１１月５日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　辞退した医療機関

・　別紙のとおり

２　連絡先

⑴　担当　さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係

⑵　電話　０４８（８２９）１３０５

（別紙）

辞退した医療機関

指定医療機関名	住所	辞退年月日
そうごう薬局岸町店	さいたま市浦和区岸町２－９－２８	令和８年１０月３１日